

勤 儉 詔 書 略 解

012236-000-1

特17-24

勤僕詔書略解

吉川弘文館

M41

AAH-0069



詔書

朕惟フニ方令人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ
彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々
國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ
頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文
明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展
ニ須ツ戰後日尚淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上
下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信
惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠
メ自憊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國
史ノ成跡トハ炳トシテ曰星ノ如シ寔ニ克ク恪守
シ率礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ
朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼
ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對
揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名　御璽

明治四十一年十月十三日



勤 儉 詔 書 略 解

天祐を保有し萬世一系の皇統を踐み給へる我が御聖文武なる 陛下は常に
大御心を世界國家の事に注がせ給ひ、前には教育勅語を下賜せられて混沌たる
思想界を統一遊ばされたが、今また明治四十一年十月十三日勤儉を勤むべき事を
を、國民一般へ御諭になつた詔書を下されました。いつもながら吾人國民は斯く
陛下が絶えず國利民福の上に大御心をかけさせ給ふ事を承つて、聖旨の
有難さに感泣せざるを得ないのであります。されば吾人は不肖の身をも顧みず
此回の詔書を拜見いたしまして、其聖意のあらせらるゝ所は、斯様であらう
かと忖度ひ奉つた概略を左に述べる事と致しました。

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ、東西相倚リ彼此相濟シ、
以テ其ノ福利ヲ共ニス。

謹で案するに、方今世界の大勢の上から申しますと、只今東西兩半球の上に國家

を建て、社會を形^{かたち}造つてをりまする國々は甚^{ほど}多いのでありまするが、皆いづれも國家の爲め社會の爲め言ひ換ふれば人類一般の幸福を標目といたしまして、如何にせば幸福が得らるか、如何にせば満足が得らるかといふことを常に多大の注意を拂ひ、之を進めて參る手段を研究し且つ實行してをります。世の中の文明開化と申すものは實に其結果として現はれ出でたる有形上并に無形上の現象を指すのであります。かくの如くにして人文即ち文明開化は日に月に進んで參り、西洋諸國の文明は東洋諸國の文明を助け、東洋諸國の文明は西洋諸國の文明を助け、東西兩洋の諸國は互に相倚り相助けあつて、仲の善い兄弟の如くに交際ひ、之から生じて參りまする國利民福と申すものをお互に享けて居るものであります。詔書に、前の様に仰せられたのは即ち此意味合ひを簡明に現はされたものと忖度^{うかが}ひ奉ります。

朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其慶ニ 賴ラムコトヲ期ス。

國と國との交際即ち國交は、世の中の未だ開けなかつた頃には、僅かに四隣の間に限られて居つたのであります。が、文明の進歩と共に、交通の方法が段々と開け

て参りまする所からして自國のみに發達した事柄のみでは満足する事が出来ず、外國に發達してをる善い事柄は、これを自國に移して絶大なる向上心を満足せしめ様、といったしまする結果、國際關係は次第に開け、恰も壁一重の隣りのものと仲善くいたす様に親密なる交際を開く事になつて參つたのであります。我國でも韓半島并に支那帝國との交通は早くから開けてをりましたが、當時、まだ吾人の祖先が出来かけて参り、あちらの國からも使臣が参ると申す様なる事は極めて狭い範圍に限られ、東洋の一局部に過ぎなかつたのであります。遙か時代が降りまして後奈良天皇が天が下を知ろしめた時代、年號を申せば天文年間、歴史家の時代區分法の名稱に従ひますれば足利時代の末期即ち戰國時代と普通に唱へられてありまする頃には、はじめてホルトガルの商賈が九州の種ヶ島に参りましてより以來、ホルトガル人、スペイン人等が日を逐うて盛に渡來いたし、尋ではオランダ人、イギリス人等も澤山に参る事になりました。從つて吾國民の眼界も漸く廣くなつて、こちらからも遠方にまで出向く様になつたのであります。然し西洋人は澤山に参りましたが、孰れも皆貿易商人か、耶蘇教の宣教師か、さうでなければ遠征を目的とした探險家と申した様の人ばかりで、い

まだ一國を代表して参りました人の一人もありせんでした、また我國から外國に参るものも、多くは支那の南岸地方や、臺灣、澎湖列島や、または南洋諸島に限られてをつた様の姿で、まれには九州の大名であつた大友宗麟や、大村某や、有馬某や、奥州仙臺の大守伊達政宗などが、其使臣をローマ法王の許におくり、其往復の途すがら、スペインまたは、ホルトガルなどへ立寄つた事など、ないではあります。せんでしたが、それと申しても、只一個の私交と申すべきもので、其他に至つては單に貿易に従事した商賈の往来に過ぎなかつたのであります。それ故國と國との交際は、支部朝鮮文で、其外にはありませんでした。また其頃に、オランダ帝國の一支廳たる呂宋の總督府や、臺灣の總督府のごときものがありましたから、其總督と當時の政府であつた幕府の主裁者即ち將軍と公文書を往復した事などは勿論ありましただけれども、いまだ本國と直接に交を結びし事はないのであります。其後徳川三代の將軍家光の治世即ち寛永年間に、耶蘇教禁錮の結果國を鎖す事になつて、只僅かに支部和蘭の二國のみ長崎の埠頭で通商する事になりました。然しオランダは通商をすると申す丈で、國際の關係はなく、只支那朝鮮のみ國と國との交際をいたしてをりました。然るに寛永六年に米國の水師提督ペルリ

が渡來して開國を促した結果として、その翌年即ち安政元年に日米の通商條約が訂結せられ、尋で同三年に下田條約を訂結して、日米の交誼は茲に完全に表明せられました所から、ロシヤ、イギリス、フランスをはじめ、西洋列國みな米國の後を逐うて參り、條約を訂結し、日本は遂に世界の日本たる地位を占むる事となりましたが、御維新以來、西洋諸國との交際は日に月に親善になりまして、去る卅五年に日英同盟をさへ結ぶ様な結果を得たのであります。されど陛下に於かれましては、尙今日の状態に御満足あらせられず、此上にも出来る丈互に友誼を交換して、より多く世界各國と親密なる交際をなされ、相互に助け合つて、國利民福を増進したいと仰せらるゝのであります。

陸下の大御心は廣大なる事、海のごとく、玲瓏たる事、玉のごとく、何とかへまつるべき詞をも存じません。程有難くおはす事は、これで以て見るも、其一端を伺ひ奉る事が出來様と考へます。然るに日本の國情を知らず、觀聖文武なる陛下の大御心を知らない外國人が、日本人をして戦を好むものである、血に渴してをるものであると申す様な事を流布致しますのは、吾々國民に取つて頗る迷惑な事と存じます。國民たるものは、聖旨のある所を奉戴して、か様なる誤解を外國から受けない様に

心掛けねばなりません。

顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。

と仰せられましたのは、只今月に日に進んで参りまする世界の文明の大勢に後れぬ様に致し、その文明開化に因て得まする惠澤を享け様とするには、外國の文明を咀嚼して、吾れよりも優つて居る處があれば之を學ぶは勿論の事であるが、外に向つて延び様とするには、どうしてもまづ、自國の内から整へて行かねばなりません。即ち教育、財政、商業、工業、農業、軍事、其他凡ての方面に亘つて、國民自ら奮ひ立ち、自ら務めてまいらねばならないのであります。此勇氣があり、此自信がありません。即ち教育、財政、商業、工業、農業、軍事、其他凡ての方面に亘つて、國民自ら奮ひ立ち、自ら務めてまいらねばならないのであります。此勇氣があり、此自信がありません。且つ之を實行して各方面的事業が發展して参れば、日進の大勢に伴ひ、文明の惠澤を共に享ける事が出来るとの聖旨であらうと忖度ひ奉ります。

戰後日尙ホ淺ク庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ爲シ、華ヲ去リ實ニ就キ、荒怠相誠メ自強息マサルヘシ。

と仰られましたのは、目下日露戰爭を去る事僅かに數年にしかなりませず、戰爭

の爲めに國民の負擔してをる借財も澤山あり、戰爭の爲めに爲なればならぬ事業を中心止した事も澤山あり、之を整理する事さへ容易の事ではないのであります。況んや戰爭の結果、帝國の國運は旭日の如くに耀き、名聲は櫻花の匂ふがごとくに四方に聞える事になりました。従うて此國運を益々發展せしめ、名聲を益々熾んならしむる方便として、非常に澤山爲さねばならぬ事柄が、凡ての方面に充ちに充ちてをります。庶政益々更張するの必要實に茲に存するのであります。之れには國民の心が別々になり考へが區々になつてをつては、とても出来る事ではありません。どうしても、國民一般貴となく賤となく、富の如何に係らず、地位の高下に關せず、心を一にし、揆を同じく爲なければならぬ。かくして各々其職とするやうに心掛ける事が尤も必要であります。されどつましくすると申しても低度のある事で、吝嗇に流れるが如き事は決して聖旨ではあります。況んや家を豊かにし様として、利己主義に陥るがごときは、甚だ宜しくないことは申します。までもありません。要するに各身分くに應じて吝嗇に陥らす、道徳に背かす、良心に耻ぢない範圍内で、出来る丈儉約を守り、他人に對して誠信と、仁義とを服

膺してお互に助け合うて行けば國利民福を進めて參る事が出来ます。因ては國民の習俗はどうしても浮氣に流れてはよろしくありません。質撲にして且つ厚實なる習慣を養ひ、他人に接するにも父母兄弟に接するにも同じく良心の命じます所に従うて働き、上べを飾り見えをつくろひ、奢がましき事を爲ますのは風俗を破る事甚しきが故、簡様な行は断然と改めて參り、勉めて着實で眞面目でさうして因循姑息に流れない様な事に心掛けることが肝要であります。それには悪い行は、お互に注意して、さ様な人がありましたならば少しも遠慮せず、忠告もし意見もして之を改めさせ、其上自分自らも、あくまで良心に訴へてこれを實行する様にせよとの聖旨であらうと忖度ひ奉ります。

翻て東西の歴史を見まするに、大きな戦争がありました後は免角奢侈に流れやすい傾きが御座います。支那西洋の例は暫く措き、之を日本の歴史に照して参りますしても、よく分るのであります。其一例を擧げますれば、弘安文永の兩度に、いまの清國の前身でありました元國から大兵を起して日本を侵した事がありました。其時北條時宗は命を天下の將士に下して、其大軍を九州の各地に防ぎ、からうじて之を退けたのであります。が戰の畢た後では、之が爲費した多額の軍事費

の爲めに幕府の苦んだ事、一通ではありませんでした。また將士におきましても恩賞にあづかつて、當分ゆるやかになつた結果、免角奢侈に流れるものもあり個人としての家計も、豊かであつたのは一時の夢で、多くは所領や家財を質に入れ、とり出すとが出來ず、其まゝ失つてしまつた人も随分多かつたのであります。尤も將士が貧乏したのは、戰争の爲めに、多くの費用を遣つた事も一つの原因でありますけれども、戰功を誇つて、贅澤をした事が重なる原因で、あつた事は、争はれない事實であります。其結果、將士は益々貧乏し、兼併の弊害が并び行はれて、幕府は遂に滅びるといふ悲しき運命にあつたのであります。言換へて見れば、幕府の滅亡は、戰争の結果、士卒が浮華奢侈に流れたといふ事が、重なる原因の一つにになつてをります。また近くは西南戰争の後や、日清戰争の後にも幾分か此様の現象が折々新聞に見える事は、讀者の既に御承知のことでありませう。之を防ぐには勤儉にして、華を去り、實に就くといふ事が必要であります。否之を指いては、他に良い方法は絶體にないといつても宜しい。尤も是等は非常の場合でありまするが、平時におきましても、太平無事が長くつれくと、どうしても浮華に流れ易い

のは東西共に同じであります。故に吾國の列聖は常に此事に注意せられ、武家時代になりましても將軍や執政等の中で名君といはれ名相と唱へられてをる人々は、いづれも皆此點を忘れずに注意を怠らなかつた事は歴史の教ふる所であります。實例に就いて申せば彼の仁德天皇が身を以て儉約質素の實例を示された事は普ねく人の知る處であり、また醍醐天皇が藤原時平と謀り、わざと時平をして盛粧して入朝せしめ、衆人の見てをる前で時平が奢りがましき風俗をしをるのを叱責遊ばされた事も著名な話であります。なほ下つては源頼朝が筑前守俊兼といふ大名が美しき小袖を著てをるのを見て、自ら小刀で之を切つて奢るまじき事を誠めた事もあり、北條時頼の母であつた松下禪尼が、鎌倉執權の母といふ尊い身分でありながら、障子の破れたのを人手を煩はさず、自分でつくろつた事もあり、また時頼は或晚來客のあつた時に味噌を臺所から自身持つて来て酒を清めた事もあります。これらはいづれも打見た所極端な様におもはれます。即ち如何なる高貴にあっても、奢りに流れてはならぬ、儉約を爲なければならぬといふ事を、實例を以て天下に示したものと思はれます。更に下りまして、徳川家

康が常に「上をみな」といふ格言を左右のものに語つて、身分を忘れて奢つてはならぬといふ事を人々に诫め、自身でも平素から質素であつた事は家康の傳記を見た人は誰でも承知してをる事であります。また徳川吉宗の享保の改革は元祿以来奢りに流れてをる社會を救はうとした爲、松平樂翁の寛政の改革は享保の政が敗れて、田沼時代以後の奢りに流れてをる社會を救はうとした爲、なほ水野越前守の天保の改革は、家齊將軍以来の奢りに流れた社會を救はうとした爲であるのであります。かくのごとく歴史上の實例から見ましても英明なる主將軍等は常に臣民を奢りの弊習より救はんが爲めに注意せられ、社會の敗を防いだ事は、尤も喜ばしき現象といはねばなりません。今回の詔書中殊に儉約といふことに、大御心を注がれた聖旨の程を伺ひ奉る者誰れでも感泣せぬものはありますまい。ほのかに洩れ承る處によれば、從來の皇室費は約二十年前の定額に據ることゆゑ、爾來物價の騰貴、皇孫の御降誕新宮家の御創立、列國に對する御交際、又は内地に發生せる不時の慘害に對する御仁恤等、皇室費は多くなりに上り、從來の定額にては皇室御經濟の分配頗る容易ならざるを見て、當局者から増額の議を伏奏したるに畏くも、陛下には當時さらでも國家の財

政容易ならざるの秋に當つて、又々庶民に對し之れが爲め痛苦を増さしむるが如き事は朕の志でない。從來のまゝにて差支ないと仰せ下されたと申す事で御座います。聖旨の有難き事は今更申し奉るも恐なる次第なれど、吾人は今これを拜承して恐懼措く所を知らず、たゞ感涙に咽ばざるを得ないのであります。恐らくは國民一般、吾人と同感でないものは一人もないと存じます。

く感奮して聖旨に奉答爲なければならぬと存じます。

抑々我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ成跡ト
ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク烙守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國
運發展ノ本近ク斯ニ在リ。

と仰られましたのは、我國は天祖天照大神太祖神武天皇を始め奉り、皇室の御祖宗に入らせられる列聖の御遺訓は成文となつて後世にお残しになつた物は、古い所では勿論ありませんけれども、天祖并に太祖が國家を經營遊ばされ國民を撫育遊ばされた御事蹟は國史に明記してある所で十分に伺ひ奉る事が出来ます。其他歴代の聖主が全國を平安にお治めになりました事も、國史に傳へてありますことで博愛慈善修身齊家よりはじめ、あらゆる事柄は國史の教ふる所によ

つて、祖宗の御遺訓と申すものを發見することが出来るのであります。また神代以後、今日に至るまで、國運の發展は目覺しいまでに時折り盛衰の變はないではあります。がんが全體を通じて申しますと、我國の歴史は立派に光輝のみを以て充たされてをります。如何に惡意を以て我國史に對するものがあつても、一の汚點だも見出すこととは容易に出來ません。之れ等は今一々茲に實例を擧ぐるの必要なく、國史に現はれた凡ての事實は悉く之を證明いたしてをります。か様に光輝ある國史を以て飾られた國家が、日本を描いて他にあるであります。か吾人思ひ、一たび茲に至る毎に、斯の如き國土に生れ来て、斯の如き至仁なる聖主に逢ひ奉りし事を以て、世界に對する絶大の誇りと信じます。炳として日星の如しと仰せられたは確かに動かす可からざる事實といはねばなりません。爾來ますく國史の教へ導く所に進んで行き、祖先以來の精神のある所を恪守しまして、多大なるべき事は言ふ迄も無き事と信せられます。さればこそ國運發展の本近く斯に在りと仰せられたのであります。

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ

維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾
臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ。

と仰せられましたのは、段々詔書にお示しになりました事柄は、國民一般に服膺すべきとは勿論のとで、聖旨を奉戴して益々國威を輝かすべきは、國民たる者が、當然に履行すべき義務であります。然しけれに於かれましては、國民を御覽になる事恰も慈母の赤子に於けるが如く、あくまでも、臣民一般の協翼をまつて、聖旨を貫かれたく思召され、其結果として、萬事維新にして、百廢維新起るの皇謨を、より多く、より大に推し弘めて參り、御祖宗御列聖が既に過去に於て發揚遊ばされた御威徳をば、更に對揚遊ばされ度いとの思召でありますから、臣民たるものは、此旨を忘れずにつまでも服膺して參る様にとの聖旨であらうと忖度ひ奉ります。

誰んで案するに、社會國家と申しまするものも、要するに各箇人の集りであります。されば古への聖人も一家が齊つてから一國が齊ふと申してをります。一國全體が文明開化の域に進み美しく且つ愉快なる少くとも理想に近い樂園たらしむるのは、決して一人の力で出来る事ではあります。必ず國民一人一人が勇氣

と熱誠とに富み、之を實行して行く丈の決心があり、然る上で、協同一致して參らなければ、目的を貫く事は出來ないのであります。さてさうして參りまするには、凡て仕事をするに着實でなければなりません。また平生の習慣風俗が浮き立つて奢りがましい様ではなりません。また平生の習慣風俗が浮き立つて奢りがましい様ではなりません。着實でない所には必ず之と反対に不面目、不誠實の行為が伴ひ、遂には人を欺いたり、人と凌轢したり、人のものを盗むなどいふ悪事が行はれます、また浮き立つて奢りがましい所には必ずこれと反対に、遊惰に流れたり、投机的の事業を好んだり、士氣が衰へたりすることになります。其結果はどんなことになりますかと申せば、考へるまでもなく、それは國家の滅亡であります。殊に今日の如く二大戰役を経て、其創痍がいまだ愈す、而も太平無事の大御世に於て、尤も注意すべきは、奢りと遊惰の二つである事は説明を要しません。

陛下が此點に深く大御心を注がせられ勤儉の美風を養成する様にと御諭になりましたのは、非常に有難い事であります。國民たるものは、一日片時と雖、聖旨のある所を忘れず、常に拳々服膺して國家の發展に務めねばならぬはいふまでもなく、益々之を推し弘めて、子弟の教育は勿論、將來の國民則ち子孫にもこの聖旨を語り傳へて、美はしき勤儉の風習をいつまでも失はぬ様に

心掛くることが何よりも肝要と心得ます。左様にいたして参れば、陛下の大御心に適ふばかりでなく、國民の幸福も、此上ない事と存じます。幸に今回の詔書を拜するを得ましたに就いて、畏れ多い事ながら、私に聖意のある所を忖度ひ奉り、婦女童蒙が日常の訓戒ともいましたいと存じまして、謹て此文を記草いたしました次第で御座ります。

勤 儉 詔 書 略 解 略

賜 天 覧

佐々木伯爵序
三上文學博士序
井田中文學博士序
小杉文學博士序

萩野文學博士 監修
八代國治先生
早川純三郎先生 編纂
井野邊茂雄先生

洋 裝 全 貳 冊

正價貳拾圓の處、全部完成の祝意を表するが爲め特に此際特價を以て提供

價 特 (甲) 金 拾 壱 圓

拂込むものとす
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

往復端書にて申込あり次第送呈
すべし

料 送

甲種金五拾四錢
乙種金六拾六錢

見

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

本

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

年 表

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

一百卅頁

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

大辭典

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

二版

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

中英

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

英中

拂込むべき分
三間宛四回に料送
市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

賜天覽

佐々木伯爵序
三上文學博士序
小杉文學博士序
井野邊茂雄先生

萩野文學博士監修
八代國治先生
早川純三郎先生
井野邊茂雄先生編纂

國史大辭典

洋裝全貳冊

○本篇六號三段組二千四百頁挿圖一千五百個
正價貳拾圓の處全部完成の祝意を表するが爲め特に此際特價を以て提供好機勿逸

年表一百卅頁

料送

乙種金六拾六錢
臺灣等壹圓六錢

見

往復端書にて申
込むものとす
拂込むべき分

特價（甲）金拾壹圓
（乙）金拾貳圓

三間宛四回に
拂込むべき分

料送

市内送料要せず
臺灣等壹圓六錢

見

往復端書にて申
込あり次第送呈

皇國の美風を發暢するの途は他無し我國史の研究に在ること多言を要せずして
明なり故に畏くも我至聖陛下が今回下し給へる勤儉の御詔書にも國史の成跡
云々とは宣し給へるなり家を愛するものは家憲を尊重し國を愛するものは國史
を等閑視せず此れ其本を忘れざるが爲めなり國史大辭典は國史研究上座右必備
の良書今や特價提供中に在り此機を逸せず寵命を賜へ

一大注意

本書の内容特色等は能く筆紙の盡すべき處にあらず。蓋に壹萬數千の豫約加盟者ありしに
徴するも其一般を窺ふに足るべし。希くは見本に就き熟覽ありて本書が大辭典中の一大
辭典として學海に裨益する事の如何に多大なるか國體の精華を發揚する上に必須なる
かを知了せられんことを以上略記したるが如き特色ある辭書なるが故に公私を問はず一本を備へ置くの必要あ
るは言ふ迄も無く業に隨ひ職に應じて参考用となさば其裨益する所多大なるを信ず。

○家庭
○教育家
○宗教家
○爲政家
○爲政家
○文學家
○軍人
○實業家
○學生
附錄の內容

に本書を備ふる時は如何なる場合にも之を利用し得るのみならず。本文中千五百餘個の挿
圖及び華麗なる極彩色參考圖は不知不識の間に偉大なる好感化を與ふべし。
○家庭
○教育家
○宗教家
○爲政家
○爲政家
○文學家
○軍人
○實業家
○學生
等の知らんと欲する所は本書を繙くに從ひて毎頁到る處に之れを求めるを得べし。
は古今諸官廳の組織行政司法國郡の沿革諸藩大小名の變遷沿革官衛職員の變遷或
は外交上の施政等に就て其起原沿革を知るを得べし。
は神社佛閣の位置祭神宗旨沿革或は各宗各派の興廢祭事法事等の制度習慣に就て
知るを得べし。
は我國の文學の變遷時代語の解説諸家の系図風俗の推移人物傳年中行事圖書の解
題古文書の説明等を知るの便あるべし。
は陸海軍の編制軍艦兵器の沿革軍備の變遷古來の攻城野戰に於ける戰術の梗概兵
學の流派等に就て知るを得べし。
は財政經濟の發達運輸交通の變遷貿易租稅農工業等に關する各般の智識を得べし。
諸君が知らんと欲する處に答ふるものたらざるはなし。
は法律裁判刑法の沿革拷問海老責斬罪獄門様切等の刑名種類等に就て知るを得べし。
あるべし。
三千間の歴史を通覽すべき便利ある未曾有の年表附錄とせり。見本に就いて他本と
比較せば其内容の特色は一日瞭然たり

發行所

東京京橋電本六九七新一九九

宮内省

合資會社

吉川弘文館

257
660

發行所

御用書肆
宮内省

合資吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町一丁目

印 刷 所

高 橋 活 版 所

讓

東京市京橋區新榮町四丁目三番地

東京市京橋區南傳馬町一丁目

發編 行輯
者 兼 合資
會社 吉 川 弘 文 館

代表者 吉 川 半 七

印 刷 者 林

明治四十一年十月二十日印刷
明治四十一年十月廿五日發行

定價金五錢

2F-18